

# 社会保険 やまがた

5-6月号

職場内で回覧しましょう。

2017年 No.589

## 酒田市 酒田まつり

400年以上続く酒田まつり。  
酒田大火復興記念として作られた酒田大獅子の口に子どもを入れ、健康を願う「獅子パッケン」が人気です。  
(撮影：FLOT)



● 社会保険料の納入は『口座振替』が便利です ● 一年に一回は健康診断を受けましょう

日本年金機構 2-3ページ

- 「賞与支払届」について
- 国民年金の学生納付特例制度の手続きのご案内
- 年金の受給資格について
- 自動音声案内のご案内
- お役に立ちます!ワンポイント相談室⑧

協会けんぽ 4-5ページ

- 接骨院・整骨院の正しいかかり方
- おしえて!やまがたさん!  
～傷病手当金 [基礎編]～

社会保険協会 6-7ページ

- 平成29年度 事業のご案内
- ライフプランマニュアルシートの配付
- 人間ドック等の受診費用助成について
- 「施設利用会員証」発行について



## 賞与を支払ったときは、届出をお忘れなく

事業主が被保険者に賞与の支払いがあった時は、「健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届 総括表」(総括表)と「健康保険 厚生年金保険 被保険者賞与支払届」(賞与支払届)を支払日から5日以内に提出してください。郵送の場合は、仙台広域事務センターへ提出願います。

この届書により、標準賞与額および賞与の保険料額が決定され、被保険者が受給する年金額の基礎となる大事な届出ですので、必ず提出してください。

あらかじめ日本年金機構に「支払予定月」を届出されている事業所様へは、その前月に、被保険者の氏名等を印字した届出用紙、または磁気媒体で登録されている場合は、CDを送付します。



登録した「賞与支払予定年月」に支払がない場合でも、「総括表」の「④支給・不支給」欄の「不支給 1」を○で囲み提出してください。

### 「賞与支払届」に関するQ & A

|              |  |
|--------------|--|
| Q 対象となる賞与とは？ | A 賃金・給料・賞与、その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受け取るもののうち、年3回まで支給されるものをいいます。<br>なお、年4回以上支給される賞与(標準報酬月額の対象となります。)や結婚祝い金、大入り袋等は賞与の対象となりません。     |
| Q 標準賞与額の上限は？ | A 健康保険では、年度の累計額573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)<br>厚生年金保険では1カ月当たり150万円となっています。   |
| Q 添付書類は？     | A 必要ありません。ただし、標準賞与額の年度の累計額573万円を超える場合は、「健康保険標準賞与額累計申出書」の提出が必要です。<br>なお、70歳以上被用者の方に賞与を支払った場合は、「厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出も必要です。 |

### 提出前に、ここをチェック!

#### (賞与支払予定年月に)

- 賞与を支払いした→「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」の両方提出する。
- 賞与を支払いしなかった→「賞与支払届総括表」のみ提出する。

#### 「賞与支払届」

- 「④賞与支払年月日」は記入していますか。
- 「⑥賞与額(合計)」欄には、千円単位で記入していますか。
- 「⑩通貨によるものの額」、「⑪現物によるものの額」欄には金額(円単位)を記入していますか。

#### 「賞与支払届総括表」

- 「③賞与支払年月」「④支給・不支給」は記入していますか。
- 「⑦賞与を支給した被保険者数」欄には、社会保険に加入している方のうち、賞与を支給した人数(賞与支払届に記入した人数)の記入をしていますか。
- 「⑨賞与支給総額」欄には、賞与支払届「⑤賞与額(合計)」欄を総計した額を記入していますか。(千円未満切り捨て)
- 「⑧被保険者人数」欄に、賞与を支給した日に現存する被保険者数を記入していますか。
- 「⑫賞与の名称」を記入していますか。

～学生の方がいらっしゃるご家族の方へ～

## 国民年金の学生納付特例制度の手続きはお済みですか

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方は、学生でも国民年金に強制加入です。

「学生納付特例制度」は、所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

#### ◎学生納付特例制度のメリット

- ・病やけがで障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。
- ・年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。年金額には反映されません。

#### 【申請の流れ】

- ①申請書を入手します。申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や、年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。
- ②提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請するときは、学生証(有効期間が表記されているもの(コピー)または在学証明書(原本)が必要です。手続きはお早めに!



## 平成29年8月1日から資格期間が10年以上となれば、年金を受け取れるようになりました。

これまで  
必要な期間25年



資格期間15年の人

受けとれない



平成29年8月1日から  
必要な期間10年に短縮!



資格期間15年の人

受けとれる  
ようになった!



これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

平成29年8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の方へ、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書(短縮用)」及び年金請求手続きのご案内を日本年金機構からご本人に送付します。(平成29年2月下旬～7月上旬)

請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。「年金請求書(短縮用)」が届きましたら、年金事務所でお手続きしてください。  
※すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、市区町村でお手続きしてください。

### 自動音声案内のご案内

年金事務所では、お客様からいただいた電話は、自動音声でご案内させていただいております。何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。  
ガイダンスにより右記のご用向きの番号を押してください。→

|   |                                     |                       |
|---|-------------------------------------|-----------------------|
| 1 | 年金の請求やお受け取りに関する一般的なご相談              | 「ねんきんダイヤル」へおつなぎします。   |
| 2 | 国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談           | 「ねんきん加入ダイヤル」へおつなぎします。 |
| 3 | 健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談 | 厚生年金適用調査課             |
| 4 | 健康保険・厚生年金保険の保険料のご相談                 | 厚生年金徴収課               |
| 5 | 上記1～4以外で年金事務所の職員の対応を希望されるとき         |                       |
| 6 | もう一度メッセージをお聞きになるとき                  |                       |



## お役に立ちます! ワンポイント相談室⑧ 年金受給資格期間の短縮

Q

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済期間)が10年に満たない場合はどうなるのでしょうか。



**A** 平成29年8月からの「受給資格期間10年以上」には、「国民年金加入期間」、「厚生年金加入期間」、「共済組合加入期間」、「カラ期間」が合算されます。

お尋ねの場合、原則、年金を受給できません。ただし、保険料納付済期間が10年に満たない場合でも国民年金の任意加入や保険料を後から納めることができる制度(後納制度)により保険料納付済期間を増やすことで、保険料納付済期間が10年を満たすことが可能となる場合もあります。また、年金の額には反映されませんが、サラリーマン(厚生年金保険や共済組合などの加入者)の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで)の期間等の合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)をお持ちの場合、年金を受給できる場合もあります。

過去に「ねんきん定期便」などを受け取られ、まだご確認いただいていない未統合の年金記録をお持ちの場合でも年金記録を統合することで年金を受給できる場合があります。お近くの年金事務所でご相談願います。

### お問い合わせ・お申込み

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <http://www.nenkin.go.jp/>



## 接骨院・整骨院の正しいかかり方

柔道整復師(接骨院・整骨院)による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。健康保険の対象となる場合は、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。



### 健康保険が使えます

- 急性または亜急性による外傷性の**打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼**  
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です。(応急処置を除く)



健康保険で療養費の申請を行う場合、一旦全額を支払い、協会けんぽに請求しますが、柔道整復施術については、「柔道整復施術療養費支給申請書」に署名をしていただくことで、健康保険の適用となります。申請書の内容(負傷原因や施術回数等)をよく確認し、署名をお願いいたします。



### 健康保険が使えません(全額自己負担になります)

- × **疲労・肩こり・体調不良**
- × スポーツ等による外傷性ではない**筋肉疲労・筋肉痛**
- × 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる**痛み・こり**
- × 脳疾患後遺症などの**慢性病**
- × 医師の同意のない**骨折や脱臼の治療**(応急処置を除く)
- × 仕事中や通勤途中での**負傷**
- × 保険医療機関(病院・診療所等)で、同じ負傷を治療されている場合



### 接骨院・整骨院にかかる場合の注意事項

- ①健康保険の対象となるかを判断するため、負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ②必ず領収証をもらいましょう。
- ③治療が長引く場合は、内科的要因が考えられるため、医師の診断を受けましょう。



### 協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

接骨院・整骨院からの請求内容により調査が必要と判断される場合は、受診された方に、負傷原因、施術年月日、施術内容等での照会を行っております。健康保険における適正な運営のためにも、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



# おしえて！ やまがたさん!



～傷病手当金～  
【基礎編】



**【やまがたさん】**  
総務課に所属する健康保険に詳しいベテラン OL



**【たなかくん】**  
傷病手当金の手続方法がわからず困っている様子

**1**

う〜ん。傷病手当金の手続きは初めてだから難しいな〜。

あーでもない こーでもない

さとうくんが病気で休んでいる件ね。まずは、傷病手当金の基本について確認してみたら？

**2**

**傷病手当金の支給要件**

1. 業務外の病気やケガの療養のため働くことができなかった
2. 3日間連続して休み、4日目以降にも休んだ日がある
3. 休んだ期間の給料の支払いがなかった

さとうさんは、病気のため1週間以上お休みしています。また、給料は支払われないので、傷病手当金の支給要件を満たしているかな。

**3**

仕事中の病気やケガ、通勤途中の事故等の場合、傷病手当金の申請はできないから、よく確認してね!!

**4**

なるほど〜 さっそく、申請書の準備をしようと思います!!

さとうくんのためにも頑張っって!

▶応用編へ続く!

## 傷病手当金

被保険者が病気やケガのため働くことができず給料の支払いがない場合、**傷病手当金**をお支払いします。  
(※手当等、一部でも給料の支払いがあれば減額となります。)

**申請書** 健康保険傷病手当金支給申請書(※ケガの場合は「負傷原因届」も必要です)

**支給額**  $\left[ \frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{\div 30 \times 2/3 \times \text{日数}} \right]$

**支給期間**

- 傷病手当金の支給開始は、連続する3日間(「待期」)において4日目からです。待期3日間に対しては傷病手当金はお支払いできません。
- 傷病手当金の支給は支給開始日から最長で1年6ヶ月です。その間に支給を受けなかった期間があっても、1年6ヶ月以降は支給されません。

待期3日間 開始

|   |   |   |       |   |   |   |   |   |
|---|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| 休 | 休 | 出 | 休     | 休 | 休 | 出 | 休 | 休 |
|   |   |   | 支給開始日 |   |   |   |   |   |

待期3日間 開始 最終

|   |   |   |   |       |   |   |       |   |   |   |
|---|---|---|---|-------|---|---|-------|---|---|---|
| 出 | 休 | 休 | 休 | 休     | 休 | 休 | ...   | 出 | 休 | 休 |
|   |   |   |   | 支給開始日 |   |   | 1年6ヶ月 |   |   |   |

### お問い合わせ・お申込み

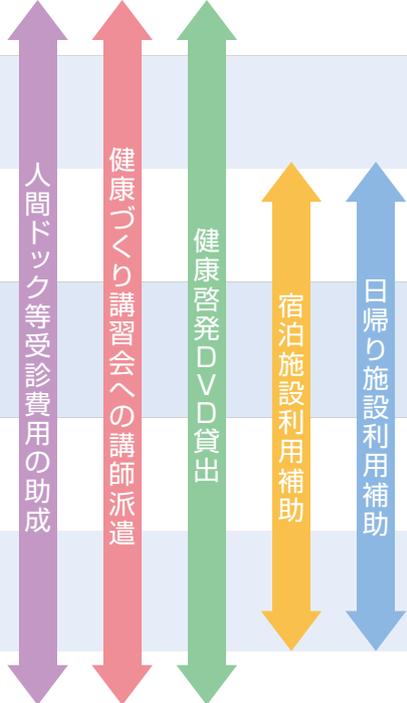
全国健康保険協会(協会けんぽ) 山形支部  
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5階 TEL.023-629-7225 (代)

協会けんぽ  検索

URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 平成29年度 事業のご案内

平成29年3月14日に社会保険協会理事会・評議員会を開催し、平成29年度事業計画が決定されました。今年度も社会保険制度の普及事業や健康保持増進事業を推進し、皆さまの福利増進に努めてまいります。今後とも、皆さまのご理解とご協力をお願いするとともに、各事業へのご参加についてよろしくお願ひいたします。今年度の主な事業は次のとおりですが、詳しい日程等はその都度ご案内させていただきます。また、当協会ホームページでもお知らせしますので、ぜひご覧ください。

| 制度の普及指導に関する事業 |   | 健康保持増進に関する事業                  |   |                |
|---------------|---|-------------------------------|---|----------------|
| 社会保険やまがた      | 年金説明会 事務講習会   | スポーツ事業                        | 健康増進事業  |                |
| 4月            |  |                               |  |                |
| 5月            |   | 5・6月号発行                       |   | ゴルフ大会(本部 20日)  |
| 6月            |   |                               |   |                |
| 7月            | 7・8月号発行   |                               |   |                |
| 8月            |   |                               |   |                |
| 9月            | 9・10月号発行  | 年金説明会<br>(山形・米沢・新庄)           |   | ゴルフ大会(庄内9日・置賜) |
| 10月           |   | 年金説明会(東根・寒河江・鶴岡)<br>社会保険事務講習会 | ゴルフ大会(新庄14日)<br>トレッキング(21日)   |                |
| 11月           | 11・12月号発行   | 年金説明会(長井・酒田)<br>社会保険事務講習会(山形) | 山形県卓球大会   |                |
| 12月           |   |                               |   |                |
| 1月            | 1・2月号発行   |                               | ボウリング大会<br>(寒河江21日)   |                |
| 2月            |   | 年金説明会(山形)                     |   |                |
| 3月            | 3・4月号発行   |                               | ボウリング大会(庄内)   |                |

### 制度の普及指導に関する事業の主な内容

#### 広報活動

- ・ 広報誌「社会保険やまがた」を隔月(奇数月)発行し、社会保険制度の普及啓蒙を図ります。
- ・ ライフプランマニュアルシートを配付し、社会保険制度の給付内容についてお知らせします。(今回同封しております)
- ・ ホームページやメールマガジンにより最新情報をお知らせします。

#### 事務講習会、年金説明会の開催

- ・ 厚生年金保険、健康保険、労働保険制度に関する事務講習会を5地区で開催します。
- ・ 主にこれから年金を受給される方を対象に、年金説明会を各地区の8会場で合計9回開催します。

### 健康保持増進に関する事業の主な内容

#### 保養施設利用の助成

- ・ 保養のため当協会契約の宿泊施設を利用されるとき  
被保険者お一人様 2,000円  
小学生以上の被扶養者お一人様 1,000円を助成します。
- ・ 保養のため当協会契約の日帰り施設を利用されるとき  
被保険者お一人様 500円を助成します。

#### 人間ドック等受診費用の助成

- ・ 人間ドック、PET検査、脳ドックを受診される時、被保険者及びその被扶養者各お一人様 2,000円を助成します。(詳しくは次ページ)

#### 家庭常備薬等の斡旋

- ・ 被保険者とそのご家族の病気やけが等の初期症状の緩和、応急手当等のために、家庭常備薬等の斡旋を行います。

#### 施設利用会員証の発行(新規事業)

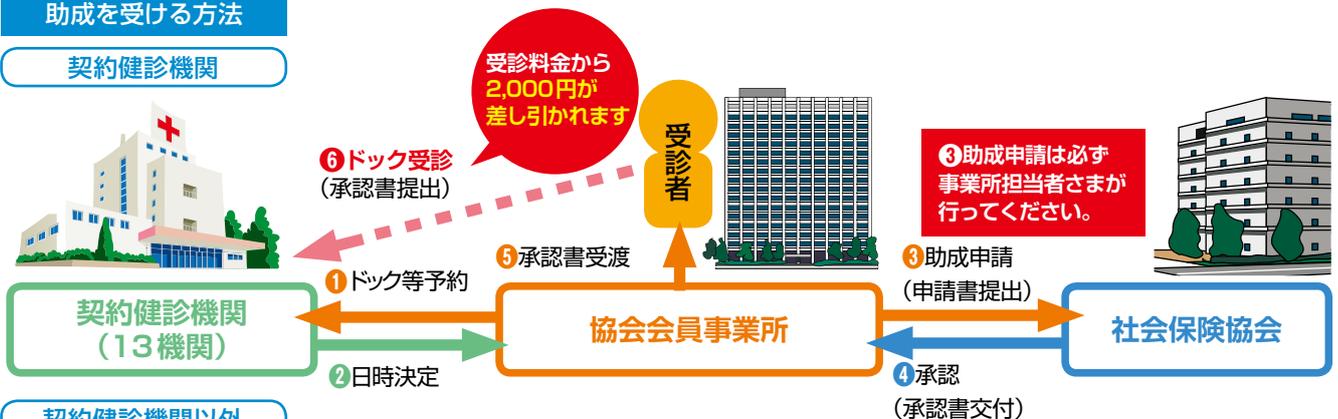
- ・ 県内や県外の契約施設において、宿泊料金等の割引が受けられる「施設利用会員証」を発行します。  
利用施設は随時拡大を図ってまいります。(詳しくは次ページ)

# 人間ドック等の受診費用を、2,000円助成します

健康で楽しい毎日を過ごすため定期的に健康診断や人間ドック等を受診し、病気の早期発見、早期治療が大切です。当協会では「人間ドック、PET検査、脳ドック」費用の一部助成を行っています。（受診者本人が2,000円以上の個人負担をする場合に限ります。） **なお、一事業所で助成を受けられる人数は、被保険者数の半数までで、最大25名さままでとなります。**

## 助成を受ける方法

### 契約健診機関



### 契約健診機関以外

契約健診機関以外で受診される場合は、④の承認書交付までは上記の図と同じですが、人間ドック等受診時に「承認書」の提出は必要ありません。人間ドック等の費用を一旦、全額支払っていただき、その後、当協会に請求していただくことになります。請求用紙は、承認書交付時に一緒に送付いたします。

### 契約健診機関

- 山形健康管理センター
  - 山形済生病院
  - 至誠堂総合病院
  - 荘内地区健康管理センター
  - 庄内余目病院
  - 三友堂病院
  - 山形県立新庄病院
  - 新庄徳洲会病院
  - やまがた健康推進機構
- ・山形・庄内・最上・米沢・南陽 各検診センター

やまがた健康推進機構の各検診センターで人間ドックを受けられる方は、予約の時に、社会保険協会の助成を受ける予定であることを申し出てください。

## ご注意

市町村で行っている人間ドック受診の場合、契約健診機関であっても窓口で受診費用を支払う時に、2,000円を差し引くことができない場合があります。その際は、契約健診機関以外と同様に一旦、全額支払っていただき、その後、当協会に請求していただくことになります。

## 「施設利用会員証」を発行します

社会保険協会会員事業所さま向けの優待事業として、山形県内及び全国の契約施設で優待サービスが受けられる「施設利用会員証」を発行いたします。出張やご家族での旅行、人間ドックの受診時などにご利用ください。会員証を希望される場合は、下記申込書に必要事項を記入し、**返信用封筒（送付先の住所・事業所名を記入し82円切手を貼布）を同封のうえ郵送**でお送りください。（申込書はホームページからもダウンロードできます。）なお、契約施設や優待内容など、詳しくは当協会ホームページにてご確認ください。



一般財団法人 山形県社会保険協会あて  
**施設利用会員証申込書**

平成 年 月 日

|        |                                  |   |      |
|--------|----------------------------------|---|------|
| 事業所名称  |                                  |   |      |
| 事業所所在地 | 〒                                | - |      |
| 電話番号   | -                                | - | 担当者名 |
| 事業所記号  | - (事業所記号例:01-いろ 02-かき 03-つに など)  |   |      |
| 申込枚数   | 枚 (原則1枚ですが、利用日が重なるなどの場合は最大10枚まで) |   |      |

※ご記入いただいた情報は、事業所または担当者さまへの連絡及び会員証送付に関する事務処理にのみ使用し、他用いたしません。

## お問い合わせ・お申込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F 山形県社会保険協会 検索  
TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114 URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



## きんぴら風 水菜の炒めあえ

ごぼうは食物繊維を豊富に含み血糖値を改善する働きや、ビフィズス菌の成長を促し整腸効果があるといわれています。



### 材 料 [4人分]

◎1人当りおよそ135kcal

|                |             |
|----------------|-------------|
| ごぼう …… 2/3本    | ごま油 …… 大さじ1 |
| にんじん …… 2/3本   | ポン酢しょうゆ     |
| 水菜 …… 150g     | …………… 大さじ3  |
| ちりめんじゃこ …… 30g |             |

### 作り方

- ① ごぼうは、さがき切りにする。水にさらしてあくを抜き、ざるに上げて水けをきる。にんじんはごぼうと同じ長さのせん切り、水菜は3～4cm位の長さに切る。
- ② フライパンにごま油を熱し、ちりめんじゃこ、ごぼう、にんじんを炒め、しんなりしたら火を止め、ポン酢しょうゆを入れる。最後に水菜をくわえてあえる。



## 新任所長のごあいさつ



山形年金事務所長  
高橋 隆浩

会員の皆様におかれましては、日頃から社会保険事業全般にわたり格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月1日付けで山形年金事務所長に着任いたしました高橋と申します。出身は仙台市で、この間、留萌年金事務所(北海道)、花巻年金事務所(岩手県)の所長を務めてまいりましたが、この度初めて勤務する山形県で県代表の年金事務所長を務めることとなり責任の重さを痛感しております。

さて、日本年金機構は、一昨年に発生した「不正アクセスによる個人情報流出事案」を踏まえ、情報セキュリティ対策の強化はもとより組織改革、業務改革、人事改革に取り組み組織の再生を図っております。

また、基幹業務においては、国民年金保険料の納付率向上及び厚生年金保険・健康保険の適用促進に加え、厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大、年金受給資格期間の10年短縮法が成立し、相談、年金請求手続きがスタートしております。

今後とも県内年金事務所、関係機関との連携を強化し、県民の年金権確保、お客様サービスの向上に努めてまいりますので、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



寒河江年金事務所長  
久納 雅和

4月1日付で寒河江年金事務所の所長に就任いたしました久納(クノウ)と申します。出身は千葉県で、3月までは池袋へ満員電車で通勤しておりましたが、これからは清流と壮大な山々に囲まれた「花と緑」の里で仕事をさせていただけること、大変ありがたく嬉しく存じます。

平成29年度は、「日本年金機構再生プロジェクトの加速的推進」「情報セキュリティルールの徹底」「基幹業務の更なる推進と制度改正への確実な対応」を重点取組課題として、年金業務の着実な実施に向けて、取り組みを進めてまいります。

また、平成28年10月から年金相談の予約を実施しています。

年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望する方は、ぜひ、予約相談をご利用いただきたいと思っております。

今後とも、お客様の立場に立ち信頼される組織を目指して職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。